

和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部改正について（概要）

環境産業部環境政策室

1 主な改正の理由

令和5年5月26日に、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するために、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）」に改められ、「宅地造成等工事規制区域」に指定された区域の盛土等が規制対象となるが、令和6年4月1日付で和泉市全域が大阪府より「宅地造成等工事規制区域」に指定されている。

これまで和泉市生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）では、「500 m²以上 3,000 m²未満の土地の埋立て」及び「1メートル以上の高さを生じる埋立て」を規制の対象としてきたが、同様の規制に加え、より強力な規制が法の適用により行われることとなったため、条例における盛土等の規制に関する条文を削除するものである。

○埋立て等の面積に関する規制

令和6年3月31日以前

	～	500 m ²	～	3000 m ²	～
宅地造成 工事規制区域			知事の許可（旧法第8条） 市長への届出（条例第19条第3号）		
その他の区域		市長の許可 （条例第19条）		知事の許可（府条例第7条） 市長への届出（条例第19条第3号）	

現在

		500 m ²	～	3000 m ²	～
宅地造成等 工事規制区域		市長の許可 （条例19条）	知事の許可（法第12条） 市長への届出（条例第19条第3号）		

条例改正後

	～	500 m ²	～	3000 m ²	～
宅地造成等 工事規制区域			知事の許可（法第12条）		

○埋立て等の「高さ」に関する規制

令和6年3月31日以前

	～	1 m	～
宅地造成 工事規制区域			知事の許可（旧法第8条） 市長への届出（条例第19条第3号）
その他の区域			市長の許可（条例第19条）

現在

	～	1 m	～
宅地造成等 工事規制区域		市長の許可 (条例19条)	知事の許可（法第12条） 市長への届出（条例第19条第3号）

条例改正後

	～	1 m	～
宅地造成等 工事規制区域			知事の許可（法第12条）

※ 法の改正により許可権者が市長から大阪府知事变为ることにより、市が盛土等の情報を把握できなくなることが懸念されたため、令和6年4月1日以降も条例の盛土の規制に関する規定は改正せず、法による大阪府への許可申請時に市にも届出を提出（実績は「2件」でいずれも市街化区域）するようにしていた。

大阪府の担当部署と協議を重ね、事業者等から許可申請があった場合に、市へ情報提供を行うことで調整できたことから、今般条例改正を行うものである。

2 主な改正の内容

「第2節 土砂等の処理」に関する条文（第19条から第38条まで）及び関連する罰則規定（第57条、第58条）を削除する。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 経過措置

施行時に申請中の埋立て等に関する許可処分（附則第2項）並びに旧条例による許可を受けた者（附則第3項）、旧条例の許可を取消された者（附則第5項）、旧条例の許可に違反した者（附則第4項）及び旧条例の命令を受けた者（附則第6項）に関する規制・命令・罰則（第7項）等について経過措置を設ける。

規制区域内での主な規制事項

許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化
 - ※宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。
 - ※特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。
 - ※都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。
ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

〈適用除外〉

- ※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。
- また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。
 - ▶国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - ▶工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

※各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

規制対象への施策

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

都道府県や市が
許可地の一覧を公表

工事主が工事現場に
標識を掲示

工事主が周辺住民に
事前周知

注意

- 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
- 法人に対しても、法人重科を措置【最大3億円以下】

規制条件の
確認を!



議案第 号

和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）の施行に伴い、条例に基づく規制に関して、法と重複する部分を削除する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市生活環境の保全等に関する条例（平成１１年和泉市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
目次 第１章～第３章 略 第４章 略 第１節 略 第２節 家畜の管理（第１９条・第２０条） 第３節 愛玩動物の管理（第２１条・第２２条） 第４節 住環境への配慮（第２３条） 第５節 電波障害の防止等（第２４条・第２５条） 第６節 空き地の管理（第２６条・第２７条） 第７節 ため池等の危険防止（第２８条―第３０条） 第５章 緑化の推進（第３１条―第３３条） 第６章 補則（第３４条―第３６条） 第７章 罰則（第３７条・第３８条）	目次 第１章～第３章 略 第４章 略 第１節 略 第２節 土砂等の処理（第１９条―第３８条） 第３節 家畜の管理（第３９条・第４０条） 第４節 愛玩動物の管理（第４１条・第４２条） 第５節 住環境への配慮（第４３条） 第６節 電波障害の防止等（第４４条・第４５条） 第７節 空き地の管理（第４６条・第４７条） 第８節 ため池等の危険防止（第４８条―第５０条） 第５章 緑化の推進（第５１条―第５３条） 第６章 補則（第５４条―第５６条） 第７章 罰則（第５７条―第６０条）

新	旧
附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (3) 略 第18条 略	附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (3) 略 (4) 土砂等 土、砂、石その他これらに類する物をいい、廃棄物を<u>除くものとする。</u> (5) 埋立て等 埋立て区域外で採取された土砂等を搬入して行う土地の埋立て及び盛土行為をいう。 (6) 埋立て区域 土砂等による埋立て等^に供される土地の範囲をいう。 (7) 埋立て事業区域 埋立て区域と埋立て等^に供する施設(進入路、現場事務所、保安地帯等をいう。)とを合わせた全体の区域をいう。 (8) 排出事業者 残土が発生する工事を施工する者をいう。 第18条 略 第2節 土砂等の処理 (許可) 第19条 土地の埋立て等を行おうとする者は、埋立て事業区域ごと

新	旧
	<u>に、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。</u> <u>(1)埋立て区域の計画面積が500平方メートル未満である埋立て等であって、かつ、埋立て区域における埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートル未満のもの</u> <u>(2)国、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う土地の埋立て等で、あらかじめ市長に届け出たもの</u> <u>(3)法令等の規定による許可その他これに相当する手続を経て行う行為のうち規則に定めるもので、あらかじめ市長に届け出た土地の埋立て等</u> <u>(4)土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの</u> <u>(5)前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等(許可の申請)</u> 第20条 <u>前条の許可を受けようとする者は、規則で定める書類及び図面を市長に提出しなければならない。</u> 2 <u>前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て事業区域内の土地の所有者(以下「土地所有</u>

新	旧
	者」という。) に対し、事業の内容を説明し、当該埋立て等の同意を文書により得なければならない。 <u>(許可の基準)</u> 第21条 市長は、第19条の許可の申請が、次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。 (1) 埋立て事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理上支障がないこと。 (2) 埋立て等の施工に関する計画が規則で定める構造上の基準に適合していること。 (3) 埋立て事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合していること。 (4) 前条第2項の同意を得ていること。 (5) 申請者が次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。 ア 第32条又は第33条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者 イ 第31条第1項又は第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者 ウ 第31条第4項の規定により埋立て等の停止を命じられ、そ

新	旧
	<u>の停止期間が経過しない者</u> <u>エ 埋立て等の施工に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</u> <u>(6) 当該申請に係る埋立て等の期間が3年以内の期間であること。</u> <u>(変更の許可等)</u> <u>第22条 第19条の許可を受けた者は、許可に係る事項を変更して埋立て等を行おうとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときはこの限りでない。</u> <u>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める図書を添えて市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> <u>(2) 変更の内容及びその理由</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u> <u>3 第19条の許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。</u> <u>4 前条の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、前条第6号中「3年」とあるのは、「1年」とする。</u> <u>(許可の条件)</u>

新	旧
	<u>第23条 市長は、第19条及び前条の許可について、環境保全及び災害防止上必要な条件を付することができる。</u> <u>(埋立て行為者の責務)</u> <u>第24条 埋立て行為者は、埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生することのないよう努めなければならない。</u> <u>2 埋立て行為者は、埋立て等に係る苦情及び紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。</u> <u>(土地所有者の責務)</u> <u>第25条 土地所有者は、埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある埋立て行為者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。</u> <u>(排出事業者の責務)</u> <u>第26条 排出事業者は、安全基準に適合しない土砂等を埋立て等の用に供してはならない。</u> <u>(関係者への事前説明)</u> <u>第27条 第19条の許可を受けようとする者は、当該埋立て区域の周辺関係者に対して、当該埋立て等に係る工事の概要を事前に説明し、協議を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</u>

新	旧
	<u>(標識の掲示)</u> <u>第28条 第19条の許可を受けた者は、当該埋立て事業区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る埋立て等の工事を行っている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。</u> <u>2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、記載した事項を書き換えなければならない。</u> <u>3 第1項の標識を掲示した者は、第30条第1項の規定により許可を取り消され、又は当該埋立て等に係る工事を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。</u> <u>(埋立て等の廃止等)</u> <u>第29条 埋立て行為者は、当該許可に係る埋立て等を廃止し、又は中止しようとするときは、当該埋立て等の廃止又は中止後の当該埋立て等による土壌の汚染及び当該埋立て等を使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 埋立て行為者は、当該埋立て等を廃止し、又は中止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。</u> <u>3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第19条及び第2</u>

新	旧
	<u>2条第1項の許可は、その効力を失う。</u> <u>(埋立て等の完了)</u> <u>第30条 埋立て行為者は、当該許可に係る埋立て等を完了したときは、当該埋立て等完了後の当該埋立て等による土壌の汚染及び当該埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 埋立て行為者は、当該埋立て等を完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。</u> <u>(許可の取消し等)</u> <u>第31条 市長は、第19条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同条の許可を取り消すことができる。</u> <u>(1)偽りその他不正な手段により第19条又は第22条第1項の許可を受けたとき。</u> <u>(2)第19条の許可を受けた日から起算して3年を経過する日までに当該埋立て等に係る工事に着手していないとき。</u> <u>(3)第19条の許可を受け、埋立て等に係る工事に着手した日後1年以上引き続き当該埋立て等を行っていないとき。</u> <u>(4)第23条の条件に違反したとき。</u> <u>(5)第22条第1項の規定に違反して、許可に係る事項を変更したとき。</u>

新	旧
	2 市長は、<u>第22条第1項の許可を受けた者が、当該許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る変更後の工事に着手せず、又は当該許可に係る変更後の工事に着手した日後1年以上引き続き当該工事を中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。</u> 3 市長は、<u>前2項の規定により許可を取り消した場合において、当該取消しに係る埋立て等について、土砂等の崩落、飛散又は流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該取消しを受けた者に対し、土砂等の撤去その他必要な措置を講じるよう命ずることができる。</u> 4 市長は、<u>第19条の規定に違反して埋立て等を行った者に対し、6月以内の期間を定めて埋立て等の停止を命ずることができる。（措置命令等）</u> <u>第32条 市長は、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、当該埋立て等を停止し、又は当該埋立て等に使</u> <u>用された土砂等の撤去及び当該土砂等の搬入による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u>

新	旧
	2 市長は、埋立て等を使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該埋立て等を行う第19条又は第22条第1項の許可を受けた者に対し、当該埋立て等を停止し、又は当該埋立て等を使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 3 市長は、第19条又は第22条第1項の規定に違反して埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、当該埋立て等を使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等を使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 （廃止、完了に伴う義務違反に対する措置命令） 第33条 市長は、第29条第1項及び第30条第1項の規定に違反した者に対し、その埋立て等を停止し、又は埋立て等を使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 市長は、第29条第1項及び第30条第1項の規定に違反した者

新	旧
	<u>が行った埋立て等に対し、土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、その埋立て等を停止し、土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u> <u>(埋立て等に係る土地所有者の義務)</u> <u>第34条 土地所有者は、第20条第2項の同意をしようとするときは、当該埋立て等に係る市長への申請内容を確認しなければならない。</u> <u>2 第20条第2項の同意をした土地所有者は、当該埋立て等についてその状況を把握しなければならない。</u> <u>3 第20条第2項の同意をした土地所有者は、当該埋立て等により土壌の汚染若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。</u> <u>(土地所有者等に対する勧告)</u> <u>第35条 市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生じるおそれがあると認めるときは、土地所有者に対し、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措</u>

新	旧
第2節 略	<u>置をとるべきことを勧告することができる。</u> <u>(地質検査等の報告)</u> <u>第36条 第19条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより定期的に、当該許可に係る埋立て区域の土壌についての地質検査及び当該埋立て事業区域外への排水についての水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</u> <u>(地位の承継)</u> <u>第37条 第19条の許可を受けた者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</u> <u>2 前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより遅滞なくその事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出るとともに、埋立て行為に同意をした土地所有者等に通知しなければならない。</u> <u>(関係書類の閲覧)</u> <u>第38条 第19条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る申請書類の一式を事務所に備え置き、当該埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</u> 第3節 略

新	旧
<u>第19条、第20条</u> 略 <u>第3節</u> 略 <u>第21条、第22条</u> 略 <u>第4節</u> 略 <u>第23条</u> 略 <u>第5節</u> 略 <u>第24条、第25条</u> 略 <u>第6節</u> 略 <u>第26条、第27条</u> 略 <u>第7節</u> 略 <u>第28条、第29条</u> 略 (違反時の措置) <u>第30条</u> 市長は、<u>第28条</u>の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して必要な措置を採るべきことを指導し、又は勧告することができる。 <u>第31条～第36条</u> 略	<u>第39条、第40条</u> 略 <u>第4節</u> 略 <u>第41条、第42条</u> 略 <u>第5節</u> 略 <u>第43条</u> 略 <u>第6節</u> 略 <u>第44条、第45条</u> 略 <u>第7節</u> 略 <u>第46条、第47条</u> <u>第8節</u> 略 <u>第48条、第49条</u> 略 (違反時の措置) <u>第50条</u> 市長は、<u>第48条</u>の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して必要な措置を採るべきことを指導し、又は勧告することができる。 <u>第51条～第56条</u> 略 <u>(罰則)</u> <u>第57条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 <u>(1) 第19条の規定に違反して埋立て等を行い、又は第22条の規</u>

新	旧
(罰則) <u>第37条</u> <u>第34条第1項</u>に規定する調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を行った者は、10万円以下の罰金に処する。 (両罰規定) <u>第38条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して<u>前条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても<u>同条</u>の罰金刑を科する。	<u>定に違反して許可に係る事項を変更して埋立て等を行った者</u> <u>(2) 第31条第3項若しくは第4項、第32条第1項から第3項まで又は第33条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</u> <u>第58条 第29条第2項、第30条第2項又は第37条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。</u> <u>第59条 第54条第1項</u>に規定する調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を行った者は、10万円以下の罰金に処する。 (両罰規定) <u>第60条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して<u>前3条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても<u>各本条</u>の罰金刑を科する。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による改正前の和泉市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第19条又は第22条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものに係る許可の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第19条又は第22条第1項の許可を受けている者及び施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第19条又は第22条第1項の許可を受けた者に関する旧条例第22条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第24条、第26条、第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第2項、第33条、第34条第2項及び第3項、第35条から第38条まで、第54条並びに第55条の規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第31条第1項又は第2項の規定により当該許可の取消しを受けた者にあつては取消し前の当該許可の期間が満了する日までの間、施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第31条第3項、第32条第1項若しくは第2項又は第33条の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧条例第31条第1項又は第2項の規定により旧条例第19条又は第22条第1項の許可の取消しを受けた者に関する旧条例第24条、第26条、第28条第3項、第29条第1項及び第2項、第31条第3項、第32条第1項、第33条（第29条第1項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第34条第2項及び第3項、第35条、第54条並びに第55条の規定の適用については、取消し前の当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から取消し前の当該許可の期間が満了する日までに旧条例第31条第3項、第32条第1項又は第33条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は取消し前の当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第19条又は第22条第1項の規定に違反して埋立て等を行っている者に関する旧条例第31条第4項、第32条第1項及び第3項、第35条並びに第54条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行前に旧条例第31条第4項又は第32条第3項の規定による命令を受けた者、この条例の施行前に旧条例第31条第1項の規定による命令を受けた者であつて旧条例第19条の規定に違反して埋立て等を行ったもの及び施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第31条第4項又は第32条第1項若しくは第3項の規定による命令を受けた者に関する旧条例第24条、第26条、第29条第2項、第31条第4項、第32条第1項及び第3項、第34条第2項及び第3項、第35条、第54条並びに第55条の規定の適用については、当該埋立てに係る全ての命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前にした行為及び第3項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。